

調書1 補助金等調査表（チェックシート）

所属 障がい事業課

（1）補助金の内容

名 称	障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金		
交 付 開 始 年 度	平成27年度	終了予定年度	
交 付 先	特定の者に対し喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修に参加する医療職以外のヘルパーを雇用している事業者		
交 付 の 目 的 ・ 必 要 性	喀痰吸引等医療的ケアを必要とする在宅の障がい者が、安心して日常生活を送れるよう、喀痰吸引等を実施するヘルパーを増やす目的で、喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修を受ける費用等の一部を補助する。		
対 象 事 業 の 内 容	医療職以外のヘルパー等が特定の者に対し喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修を受ける費用等の一部を補助する。		
形 態	☒ 事業補助 ☐ 運営補助 ☐ 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは ☐ 事業補助 ☐ 運営補助		
直 近 の 見 直 し 状 況	見直した時期	なし	
	内 容	なし	
交 付 申 請	受領書類	☒ 事業計画書 ☒ 収支予算書 ☐ その他（ ）	
	確認内容	研修受講者数、研修費、研修参加に伴う人件費	
実 績 報 告	受領書類	☒ 事業報告書 ☒ 収支決算書 ☐ その他（ ）	
	確認内容	研修受講者数、研修費、研修参加に伴う人件費	

補助金等調査表（チェックシート）

（２）補助金見直しの基本視点に基づく評価

（※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること）

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価 上記以外の中間的なもの	評価の理由・具体的な根拠指標 喀痰吸引等医療的ケアを必要とする在宅の障がい者及びその家族に還元されている。
	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価 ほとんど合っている	評価の理由・具体的な根拠指標 在宅で生活する医療的ケアが必要な障がい者の家族の介護負担を軽減するための支援が求められているが、人材が不足している。医療職以外のヘルパーが特定の者に対し医療的ケアをおこなう場合は、研修の受講が必須となる。研修受講者を増やし、ヘルパー不足を解消するには、事業者への側面的支援が必要。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価 ある	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。 人材育成の促進を図るため、研修費及び研修にかかる人件費の補助は必要である。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価 できない	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がないれば事業を実施できない理由・具体的な根拠を記入 医療職以外のヘルパーが特定の者に対し医療的ケアをおこなう場合は、研修の受講が必須となるが、事業者にとっては、研修に係る経費が負担となる。
	市民ニーズが高いものである。	評価 高い	評価の理由・具体的な根拠指標 喀痰吸引等医療的ケアを行える人材は不足しており、今後においても研修費・人件費の支援は必要と考える。
	市民ニーズに即している。	評価 即している	評価の理由・具体的な根拠指標 令和4年度は4名、令和5年度は7名の人材育成が図れたため
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価 できる	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。 補助金を交付することで、事業所が従業員に研修を受けさせやすくなり、喀痰吸引等医療的ケアを行える人材の育成が図れると考える。
	補助期限（終期）を設定している。	評価 未設定	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 医療的ケアを必要とする方の資源は、不足しており、今後も人材の確保が重要なため
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価 はい	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。 提出された事業計画書に基づき精査している。

補助金等調査表（チェックシート）

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	喀痰吸引等医療的ケアを必要とする在宅の障がい者が、安心して日常生活を送れるようにする事業である。
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		いいえ	
			「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。
			補助対象の居宅介護事業者は複数存在するが、喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修を受講させる事業者は限られるため
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		設定済	従業員1人当たり50,000円を限度としている。 受講のために事業者が負担することが見込まれるヘルパーひとりあたりの経費 基本研修：20,000円　実地研修6,000円 研修参加者に伴う人件費　2,000円×12時間＝24,000円　計　50,000円
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		令和5年度は7名、令和6年度は5名の人材育成が図れた。	
		評価	評価理由
		十分効果をあげている	喀痰吸引等医療的ケアを行える人材が増えることで、喀痰吸引等医療的ケアを必要とする在宅の障がい者への支援がより充実していくと考える。
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	事業の性質上、研修費と研修時間中の人件費補助が主要な経費となっていることから、補助金の交付が合理的である。
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	実績報告書及び収支決算書で確認
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	

補助金等調査表（チェックシート）

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由	
		はい	補助金交付団体は、県の指定を受け、障害福祉サービス事業を運営している事業者であり適正である。	
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。	
		はい	ホームページで、喀痰吸引等の医療的ケアが実施できるスタッフがいる旨を公開している。	
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。	
		はい	社会福祉法人は監事を置くこととなっており、内部でのチェック体制が整えられていると思われる。また理事会や役員会等で、収支決算及び事業報告が公表されている。	
	補助金交付団体の自立性を促すことから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。	
事業補助				
市職員が補助金交付団体の事務を行っていないか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。		
	行っていない			
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 （※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと）	評価	具体的な根拠指標	
		いいえ	直近決算額における補助金額 216,550 円 繰越金額 円 { うち補助事業会計分 円 うち団体独自会計分 円	
			繰越金額が生じた具体的な原因について記入。	
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。	

補助金等調査表（チェックシート）

（３） 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

国県要綱に定めなく、市の単独で補助実施。

千葉市でも喀痰吸引等研修の補助金を実施しているが、浦安市と比較して、対象経費に人件費が含まれていない。

（４） 補助金の課題

・居宅介護事業所の中でも、積極的に従業者に研修の受講を促している事業所とそうでない事業所があることから、喀痰吸引等医療的ケアを実施できるヘルパーを増やすために、市から各居宅介護事業所に積極的な受講を促していく必要がある。

（５） 所属長の総合評価

喀痰吸引等医療的ケアを必要とする障がい者が安心して日常生活を送れるようにするため、居宅介護事業者に対し、適切な補助金の交付をしていきたいと考える。

（６） 補助金の今後の方向性

☐ 現行のまま継続

☒ 見直しをしたうえで継続

☐ 廃止

☐ その他

その他の内容

現行
継続の
理由

見直しの時期

令和6年度

見直しの
内容

喀痰吸引等の医療的ケアを実施できるヘルパーが依然として不足しているため、今後も継続。

廃止の時期

廃止の理
由